

首都直下地震 帰宅困難者等対策協議会における 検討について

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

1. 設置の趣旨

- 首都直下地震が発災した際には、約650万人の帰宅困難者が発生すると想定。外出先から人々が一斉に帰宅を開始した場合、大きな混乱の発生が懸念
- 本年3月11日に発生した平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴い、首都圏にて大量に発生した帰宅困難者による混乱等は、首都直下地震に備えて帰宅困難者対策を官民あげて一層具体化していく必要性を顕在化
- 帰宅困難者等対策は、一斉徒歩帰宅の抑制、円滑な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたるところ、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中において行政による「公助」だけではなく、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠これらの対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働した取組が重要
- 国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置

2. 協議会の構成員

○構成機関 ①行政機関(16機関)

国(4):関係省庁(内閣府、総務省、消防庁、国土交通省)の局長クラス

地方公共団体(12):東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、副知事、5政令市の副市長、新宿区長、立川市長

②民間企業・団体(17機関)

電気通信事業者協会、報道(NHK、民放連)、経団連、日商、不動産協会、日本赤十字社、鉄道・バス事業者(JR東日本、民鉄協、都交通局、バス協会)、タクシー協会、日本フランチャイズチェーン協会、ガソリンスタンド(全石連)、関東トラック協会、東京災害ボランティアネットワーク、連合東京

【座長】内閣府政策統括官(防災担当)・東京都副知事が共同座長

○第1回会合:平成23年9月20日(火) 第2回会合:平成23年11月22日(火)

第3回会合:平成24年3月9日(金) 中間報告

平成24年夏～秋に最終報告を予定

第1章 はじめに

- 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化
- 首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析
課題例) 「むやみに移動を開始しない」という原則の周知不足、一時滞在施設の必要性、帰宅困難者等の情報ニーズ、家族等の安否確認手段の周知不足、企業への一斉帰宅抑制の意義の周知・啓発、主要駅と関係機関との連携関係の構築
- 検討の前提として平日昼12時発生の東京湾北部地震(M7.3)を想定

具体的な取組内容

第2章 一斉帰宅の抑制

- 「一斉帰宅抑制の基本方針」の決定(第2回協議会)
 - ・個人、事業者、行政機関が取り組むべき基本的事項
 - ・企業等の3日分の備蓄努力
- 基本方針の下、各主体が取り組むべき基本的事項とその考え方の整理
 - ・企業等における施設内待機
 - ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護
 例) 備蓄量・備蓄品目の例示、企業等の方針策定、行政機関の情報提供体制確保
- 今後、「事業所における帰宅困難者等対策ガイドライン(仮称)」等を作成
- 基本方針の実効性確保に向けた広域的取組等を検討
例) 都の「帰宅困難者対策条例」制定等、基本方針の周知徹底策の検討

第3章 一時滞在施設の確保

- 一時滞在施設の考え方
 - ・一時滞在施設とは、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設
 - ・想定施設(庁舎等の公的施設、集会場やビルのエントランスホール等の民間施設)
 - ・発災時における帰宅困難者等と近隣住民の混在への留意
- 一時滞在施設の運営及び確保のための役割分担の整理
 - ・施設管理者の受入れ方針や運用体制の取決め
 - ・都県及び市区町村施設の指定
 - ・国施設での受入れ
 - ・行政機関から民間施設への協力要請及び協定締結
- 今後、「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン(仮称)」を作成

第4章 帰宅困難者等への情報提供

- 帰宅困難者等への情報提供体制の考え方の整理
 - ・必要となる情報内容
 - ・情報ごとに適した提供手段
 - ・情報を保有する機関と情報提供手段を保有する機関の連携
 - ・Twitter(ツイッター)・Facebook等SNSの活用
- 家族等の安否情報を速やかに確認できる体制の整備に係る課題の整理
例) 複数の安否確認手段の周知、安否確認手段の体験・活用の取組、通信事業者による技術開発等の取組の促進
- 今後、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン(仮称)」を作成

第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況

- 本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理(29機関)

第9章 最終報告に向けて

- 切迫性の高い首都直下地震に備え、最終報告に向けて、官民連携による帰宅困難者等対策の確立のための具体的な検討を加速

第5章 駅周辺等における混乱防止

- 駅前滞留者対策の協議会や地域の行動ルールの策定の考え方の整理
 - ・PDCAサイクルに基づく地域の防災力向上
 - ・組織は組織で対応する(自助)
 - ・地域が連携して対応する(共助)
 - ・公的機関は地域をサポートする(公助)
- 駅前滞留者対策訓練のあり方の検討
 - ・地域特性の反映
 - ・訓練内容の一部のブラインド化
 - ・関係機関の連携
- 今後、駅前協議会の体制強化等のための方策を検討
 - ・現地本部の円滑な立ち上げ
 - ・指示系統や役割分担の明確化
 - ・構成員間の情報伝達手段
 - ・複数の市区町村にまたがる駅周辺でのルール作り

第6章 徒歩帰宅者への支援

- 災害時帰宅支援ステーションの考え方の整理
 - ・支援内容(飲料水、トイレ、情報の提供)
 - ・想定施設(学校等の公共施設、コンビニエンスストア等の民間施設)
 - ・住民等への周知
 - ・ステッカーの掲出
- 災害時帰宅支援ステーション確保のための役割分担の整理
例) 行政機関による協定締結、企業等による系列店への啓発・運営支援
- 今後、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上等のための対策を検討
- 帰宅支援対象道路や徒歩帰宅訓練の充実のための方策を検討

第7章 帰宅困難者の搬送

- 帰宅困難者等の代替搬送手段確保の考え方の整理
 - ・原則、徒歩帰宅可能な帰宅困難者等は徒歩で帰宅
 - ・自力での徒歩帰宅が困難な災害時要援護者等を中心とした搬送の実施可能性の検討
 - ・広域的な避難に係る輸送体制は、本検討の考えも踏まえつつ別途検討が必要
- 帰宅困難者の搬送に係るシミュレーションの実施
 - ・災害時要援護者等の搬送を最優先に検討
 - ・一般搬送者の搬送には相当な時間
 - ・徒歩帰宅支援体制の充実や都心部等に長期間滞留する帰宅困難者への対応が必要
- 今後、搬送の運用体制や情報提供に係る対策を検討

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の検討における主な課題

1. 一斉帰宅の抑制

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底し、一斉帰宅を抑制するために、事業所にどのように対策を促していくか。
- 大規模な集客施設や駅等において、事業者が利用者保護を円滑に行うため、関係機関間の連携をどのように進めるか。

【参考1、参考2】

2. 一時滞在施設の確保

- 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いことから、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を確保することが必要であるが、これを官民あげて確保していくためにはどのような取組が必要か。

【参考3、参考4】

3. 帰宅困難者等への情報提供

- 帰宅困難者等が、「むやみに移動を開始しない」という基本原則に則って、冷静に行動し、一斉帰宅が抑制されるためには、帰宅困難者等が必要な情報を入手できることが重要であり、様々な情報提供手段を活用して、どのように情報を伝えていくか。

【参考5】

- 発災後の帰宅困難者等へ冷静な行動を促す上で、家族等の安否情報が確認できることが重要であり、通話が輻輳する中にあっても家族等の安否が確認できる通信手段の充実と、その周知・広報をどのように進めて行くか。

【参考6】

4. 駅周辺等における混乱防止

- 首都直下地震が発生した場合には、鉄道等公共交通機関が運行停止となることにより、特にターミナル駅やその周辺は、多くの人が滞留し、混乱等が発生することが想定される。そのため、駅前滞留者対策の協議会が各地に設置され、関係機関が連携した対策が進められているが、その体制強化をどのように進め、また実践的な訓練をどのように進めて行くか。

【参考7】

5. 徒歩帰宅者への支援体制

- 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、救助・救急活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日以降、帰宅を開始することが想定されるが、鉄道の代替輸送手段となりうるバス、タクシー、船舶等の搬送手段は、鉄道に比べて輸送力に限りがあることから、徒歩で帰宅可能な帰宅困難者については原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。そのため、秩序だった徒歩帰宅を促すためにも、災害時帰宅支援ステーションの充実をはじめ、沿道における徒歩帰宅支援体制をどのように充実させていくか。

【参考8】

6. 帰宅困難者の搬送

- 帰宅困難者のバスによる搬送は、障害者、高齢者、乳児連れ等に限ったとしても、1. 7日程度を要することが明らかとなっており、さらに自宅まで10kmを超える人をバスで搬送しようとする、6. 0日かかることが明らかとなっている。したがって、帰宅困難者全員をバスによって搬送することはおよそ現実的ではなく、障害者等の真に搬送を必要とする人をどのように搬送するか。

【参考9】

【参考1】一斉帰宅抑制の基本方針

平成23年11月22日
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

一斉帰宅抑制の基本方針

＜基本的考え方＞

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。

特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。

児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関※1に、必要な取組を求めていく。

＜具体的な取組＞

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等※2を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分※3の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設※4やターミナル駅等※5において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

（安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワークキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

（訓練）

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

以上

※1 学校など関係機関

「学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、専修学校、各種学校、保育園」とする。

※2 従業員等

事業所内で業務に従事するもの（雇用形態は問わない）は含むが、来所者は含まない。

※3 3日分

首都直下地震等の発災後72時間は、被災者の救助・救急活動、消火活動等の災害応急活動が優先されることから、その間は、帰宅困難者等による混乱や事故を防止するため、従業員等を事業所内に留めることが望ましく、そのために必要な備蓄は3日分である。

※4 大規模な集客施設

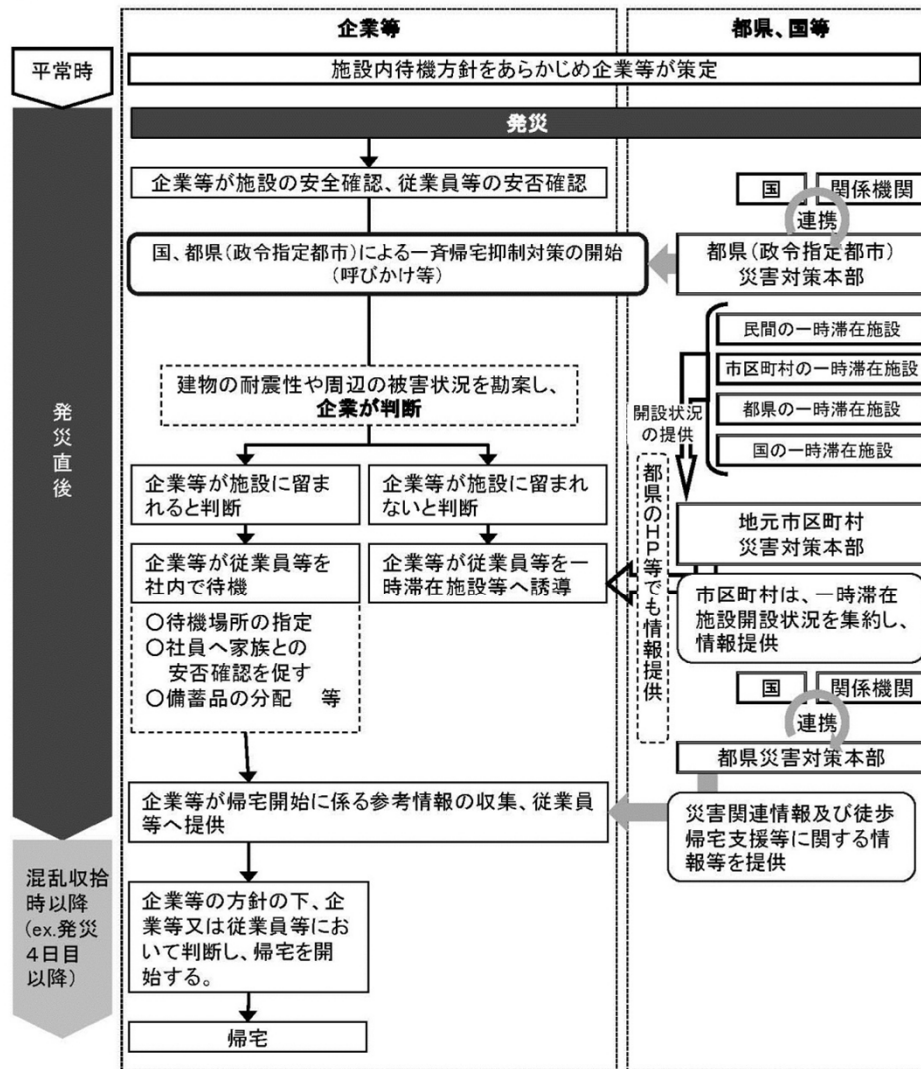
災害発生時に、利用者を施設外に出した場合、大量に帰宅困難者等が発生し、混乱や事故等を招くおそれのある施設を想定している。具体的には、大規模な、店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等である。

※5 ターミナル駅等

鉄道等の営業上の起終点となる駅や乗換駅等で、地震発生時に帰宅困難者等による混乱・混雑が予想される駅を想定している。

【参考2】一斉帰宅抑制と大規模な集客施設・駅等での利用者保護のフロー図

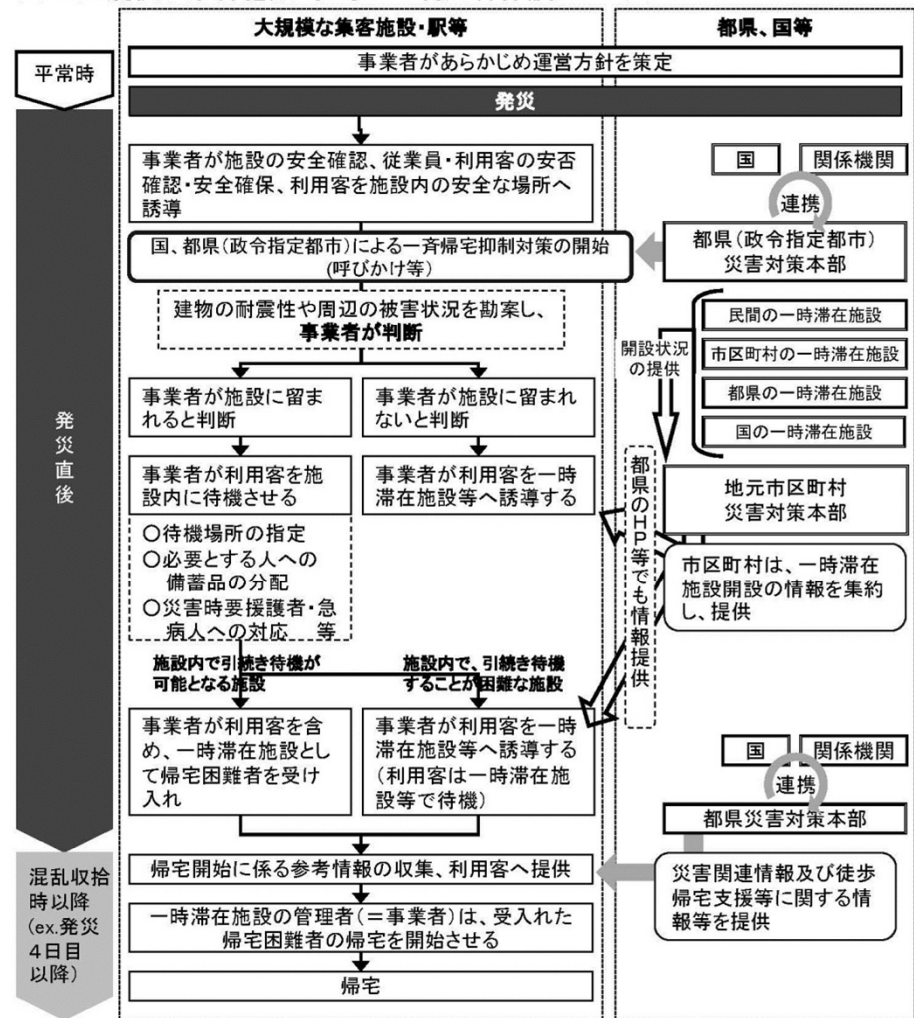
図1：一斉帰宅抑制のフロー図



・災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ
一時滞在施設開設等の情報の流れ

図2：大規模な集客施設・駅等での利用者保護フロー図



・災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。
・利用者を保護するための待機や誘導については、事業者だけでなく、駅前滞留者対策の協議会等によることも想定している。

都県や国の対策等の情報の流れ
一時滞在施設開設等の情報の流れ

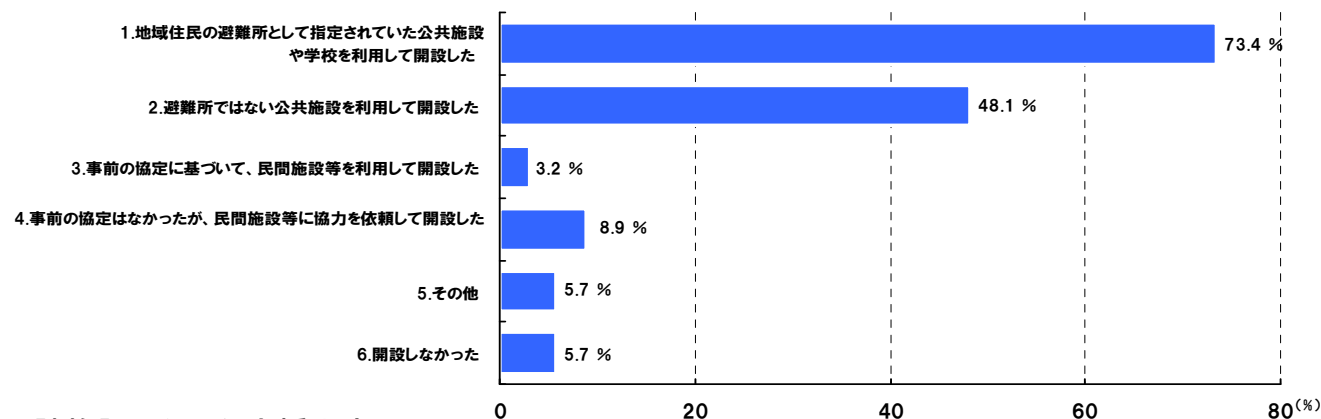
(出典：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 中間報告)

【参考3】東北地方太平洋沖地震に際しての一時滞在施設の提供状況

調査の概要

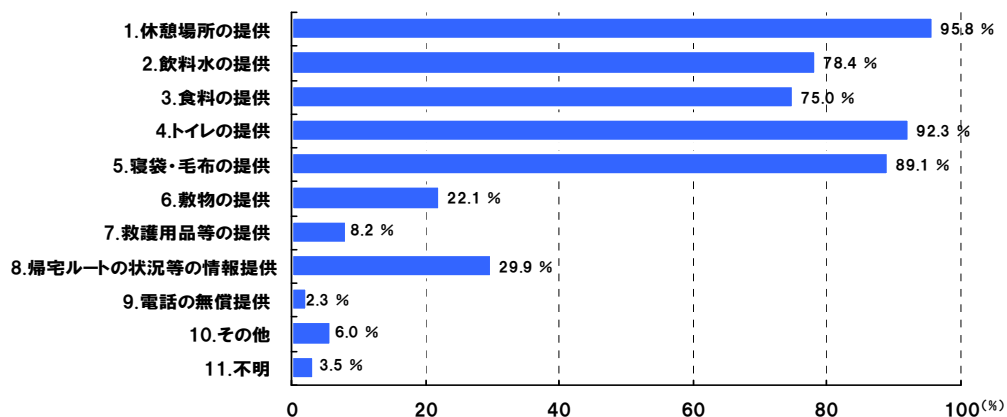
1. 調査名
平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震に際しての首都圏の地方公共団体における帰宅困難者対応の実態調査
2. 対象
東京都(島しょ部除く)、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部の区市町村
3. 有効回答数
216/230 区市町村(11月15日時点)
東京都:53区市町村 神奈川県:30市町村 千葉県:54市町村 埼玉県:57市町村 茨城県:22市町村
4. 調査期間等
平成23年10月14日(金)～11月15日(火)調査会社のWEB上において質問票への回答を入力する形式で実施

一時滞在施設の開設(n=158)[複数回答]



当該施設で行った支援内容

(n=1245:区市町村が把握している一時滞在施設数)[複数回答]



○帰宅困難者等の一時滞在施設を開設した区市町村は約94%の149であった。一時滞在施設は、「地域住民の避難所として指定されていた公共施設や学校を利用して開設」(約73%:116区市町村)、「避難所ではない公共施設を利用して開設」(約48%:76区市町村)されたケースが多い。149区市町村が把握している3月11日に帰宅困難者等の一時滞在施設として開設された施設の総数は、1,245箇所であった。

○開設された施設で行われた支援内容は、「休憩場所の提供」が約96%の1,193施設で最も多く、次いで「トイレの提供」、「寝袋・毛布の提供」、「飲料水の提供」、「食料の提供」の順であった。

首都直下地震を想定すると、地域の避難所以外に、帰宅困難者の一時滞在施設を確保することが課題

【参考4】横浜市、さいたま市の一時滞在施設の指定状況

横浜市帰宅困難者一時滞在施設（民間施設・公共施設）

帰宅困難者一時滞在施設（民間施設）

番号	路線	駅	施設名	施設の種別	所在区
1	京急 相鉄 東急東横 みなとみらい 市営地下鉄	横浜	ホテルキャメロットジャパン	ホテル	西区
2		横浜	横浜国際ホテル	ホテル	西区
3		横浜	学校法人岩崎学園	学校	神奈川区
4		横浜	代々木ゼミナール 横浜校	学校	神奈川区
5		横浜	谷川ビル	その他	神奈川区
6		横浜	日産自動車本社ビル	その他	西区
7	JR横浜線	横浜	ハマホール イース	アミューズメント施設	西区
8		横浜	神奈川歯科大学附属横浜クリニック	その他	神奈川区
9		横浜・神奈川	青木山 本覚寺	その他	神奈川区
10		東戸塚	学校法人岩崎学園	学校	戸塚区
11		桜木町・馬車道	ブリーズベイホテル	ホテル	中区
12		桜木町・馬車道	横浜桜木町ワシントンホテル	ホテル	中区
13	JR京浜東北 市営地下鉄 みなとみらい	桜木町・馬車道	クロスゲート	商業施設	中区
14		関内	ホテル横浜ガーデン	ホテル	中区
15		新横浜	新横浜グレイスホテル	ホテル	港北区
16		新横浜	新横浜国際ホテル	ホテル	港北区
17		新横浜	新横浜フジビューホテル	ホテル	港北区
18		新横浜	新横浜プリンスホテル	ホテル	港北区
19	JR横浜 東急田園都市 東急こどもの国	新横浜	横浜アリーナ ※	商業施設	港北区
20		新横浜	学校法人岩崎学園	学校	港北区
21		長津田	大林寺 山水閣	その他	緑区
22		長津田	森村学園	学校	緑区
23		元町・中華街	スターホテル横浜	ホテル	中区
24		元町・中華街	ホテルニューグランド	ホテル	中区
25	みなとみらい	元町・中華街	ホテルモントレ横浜	ホテル	中区
26		元町・中華街	ローズホテル横浜	ホテル	中区
27		元町・中華街	新横浜神奈川文化会館	その他	中区
28		みなとみらい	ヨシハマグラウンドインターコンチネンタルホテル	ホテル	西区
29		みなとみらい	パシフィコ横浜 ※	コンベンション施設	西区
30		日本大通り	ホテルJ.A.L.シティ・関内 横浜	ホテル	中区
31	シーサイドライン	日本大通り	シルクセンター国際貿易観光会館	その他	中区
32		産業振興センター	横浜市金沢産業振興センター	その他	金沢区

※従来から指定していた施設です。

帰宅困難者一時滞在施設（公共施設）

番号	路線	駅・道路	施設名	施設の種別	所在区
1	京急 相鉄 東急東横 みなとみらい 市営地下鉄	横浜	横浜市民防災センター	その他	神奈川区
2		横浜	西公会堂	公会堂	西区
3	JR京浜東北 市営地下鉄	戸塚	戸塚公会堂	公会堂	戸塚区
4		戸塚	戸塚スポーツセンター	スポーツセンター	戸塚区
5		戸塚	戸塚地区センター	地区センター	戸塚区
6		戸塚	男女共同参画センター横浜	その他	戸塚区
7		東戸塚	東戸塚地区センター	地区センター	戸塚区
8		鶴見・京急鶴見	鶴見公会堂	公会堂	鶴見区
9	JR横浜線	神奈川	神奈川公会堂	公会堂	神奈川区
10		関内・馬車道	関内ホール	市民文化会館	中区
11		関内・日本大通り	横浜市開港記念会館	公会堂	中区
12		関内	横浜文化体育館	体育館	中区
13		堤岸	堤岸地区センター	地区センター	磯子区
14		磯子	磯子公会堂	公会堂	磯子区
15	JR京浜東北 京急 みなとみらい シーサイドライン 市営地下鉄	磯子	磯子地区センター	地区センター	磯子区
16		新杉田・京急杉田	磯子スポーツセンター	スポーツセンター	磯子区
17		新杉田・京急杉田	杉田劇場	区民文化センター	磯子区
18		洋光台	洋光台第一中学校	学校	磯子区
19		本郷台	栄公会堂	公会堂	栄区
20		本郷台	栄スポーツセンター	スポーツセンター	栄区

番号	路線	駅・道路	施設名	施設の種別	所在区
21	JR横浜 市営地下鉄 東急田園都市 東急こどもの国	新横浜	港北スポーツセンター	スポーツセンター	港北区
22		鶴居	白山地区センター	地区センター	緑区
23		中山	中山地区センター	地区センター	緑区
24		十日市場	十日市場スポーツ会館	スポーツ会館	緑区
25		十日市場	十日市場地区センター	地区センター	緑区
26		長津田	長津田地区センター	地区センター	緑区
27	東急東横 市営地下鉄	日吉	日吉地区センター	地区センター	港北区
28		綱島	綱島地区センター	地区センター	港北区
29		大倉山	港北公会堂	公会堂	港北区
30		馬車道	横浜第2合同庁舎（財務省横浜財務事務所管理）	合同庁舎（国）	中区
31		上大岡	港南区民文化センターひまわりの郷	区民文化センター	港南区
32		上大岡	福祉保健研修交流センターウィング横浜	区民文化センター	港南区
33	京急 市営地下鉄	上大岡	横浜市港南国際交流ラウンジ	区民文化センター	港南区
34		富岡	富岡堂本地区センター	地区センター	金沢区
35		能見台	能見台地区センター	地区センター	金沢区
36		金沢文庫	金沢公会堂	公会堂	金沢区
37		六浦	六浦地区センター	地区センター	金沢区
38		犀川	保土ヶ谷公会堂	公会堂	保土ヶ谷区
39	相鉄	鶴ヶ峰	白根地区センター	地区センター	旭区
40		みなくる	市民活動支援センター	旭区	
41		二俣川	サンハート	区民文化センター	旭区
42		希望が丘	希望が丘地区センター	地区センター	旭区
43		三ツ境	三ツ境公会堂	公会堂	瀬谷区
44		瀬谷	瀬谷センター	地区センター	瀬谷区
45	市営地下鉄	弥生台	泉南荘	老人福祉センター	泉区
46		弥生台	中川地区センター	地区センター	泉区
47		いずみ中央	泉公会堂	公会堂	泉区
48		新羽	新田地区センター	地区センター	泉区
49		センター南	都筑公会堂	公会堂	港北区
50		森田	森田コミュニティハウス	コミュニティハウス	南区
51	市営地下鉄	森田	南公会堂	公会堂	南区
52		港南中央	横浜市港南スポーツセンター	スポーツセンター	港南区
53		立堀	立堀地区センター	地区センター	泉区
54		市が尾	青葉公会堂	公会堂	青葉区
55		霞丘2号線	市沢地区センター	地区センター	旭区
56		霞丘4号線	上飯田地区センター	地区センター	泉区
57	東急田園都市	国道16号	都筑地区センター	地区センター	旭区
58		国道16号	鶴ヶ峰コミュニティハウス	コミュニティハウス	旭区
59		中原街道	上白根コミュニティハウス	コミュニティハウス	旭区
60		阿久和鎌倉道	下和泉地区センター	地区センター	泉区

（出典：横浜市HP 平成23年9月29日記者発表資料）

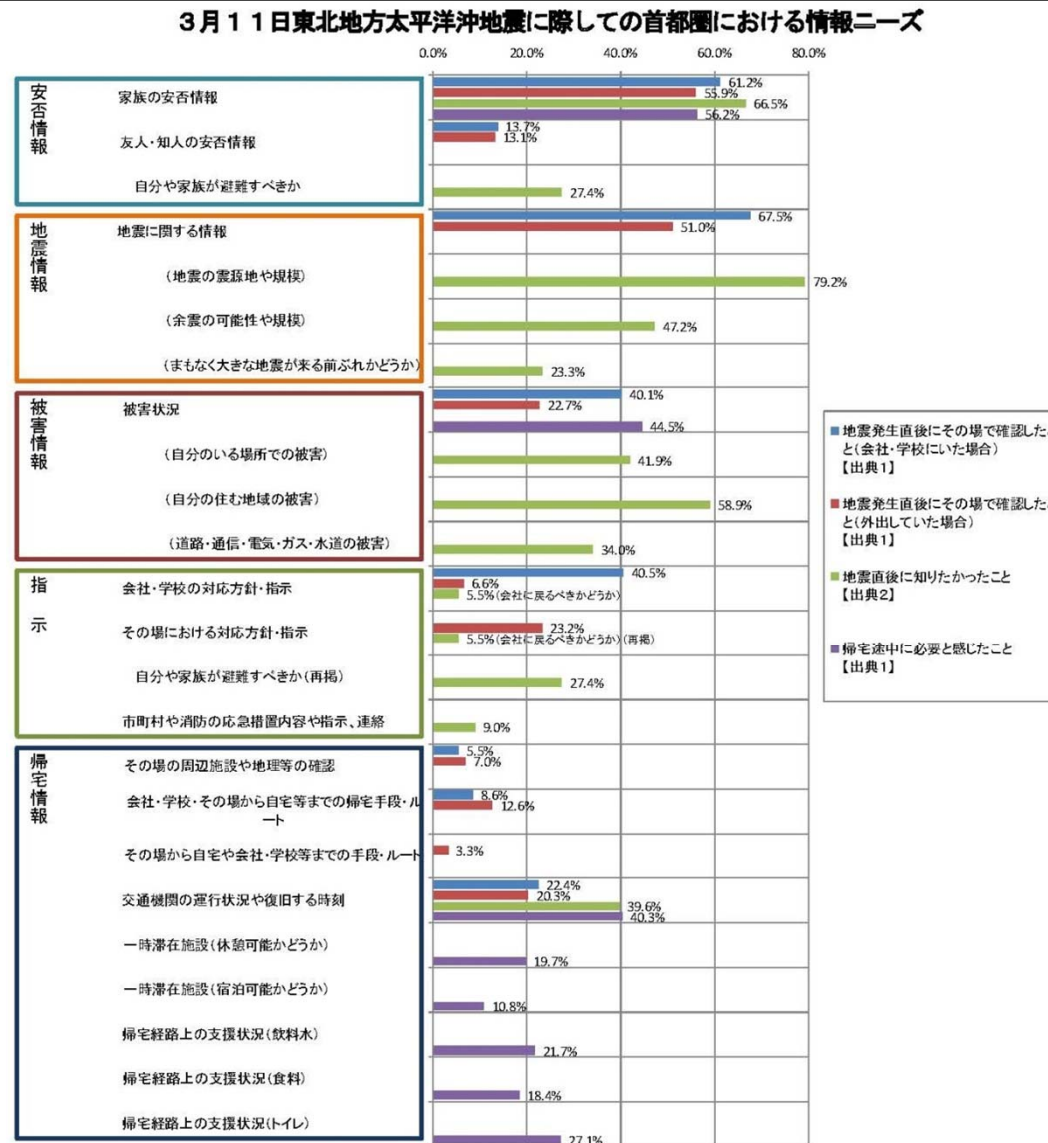
さいたま市帰宅困難者一時滞在施設指定一覧

帰宅困難者一時滞在施設指定一覧

番号	所有	施設名	番号	所有	施設名
1	公共	市民会館おおみや	12	民間	河合塾大宮校
2	公共	市民会館うらわ	13	民間	埼玉福祉専門学校
3	公共	市立大宮図書館	14	民間	東京 IT 会計法律専門学校 1・2 号館
4	公共	市立北浦和図書館	15	民間	浦和コルソ（浦和商業開発㈱）
5	公共	さいたま共済会館	16	民間	浦和ワシントンホテル 協定済
6	公共	JACK 大宮	17	民間	ホテルメッツ浦和 協定済
7	民間	大宮そごう（大宮スカイビル）	18	民間	ホテルニュー埼玉 協定済
8	民間	鉄道博物館	19	民間	ブラザホテル浦和 協定済
9	民間	パレスホテル大宮	20	民間	ラフレさいたま 協定済
10	民間	バイオランドホテル	21	民間	ホテルプリランテ武蔵野 協定済
11	民間	アウルホテル大宮	22	民間	浦和ロイヤルバインズホテル 協定済

（出典：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告 参考資料）

【参考5】3月11日東北地方太平洋沖地震に際しての首都圏における情報ニーズ



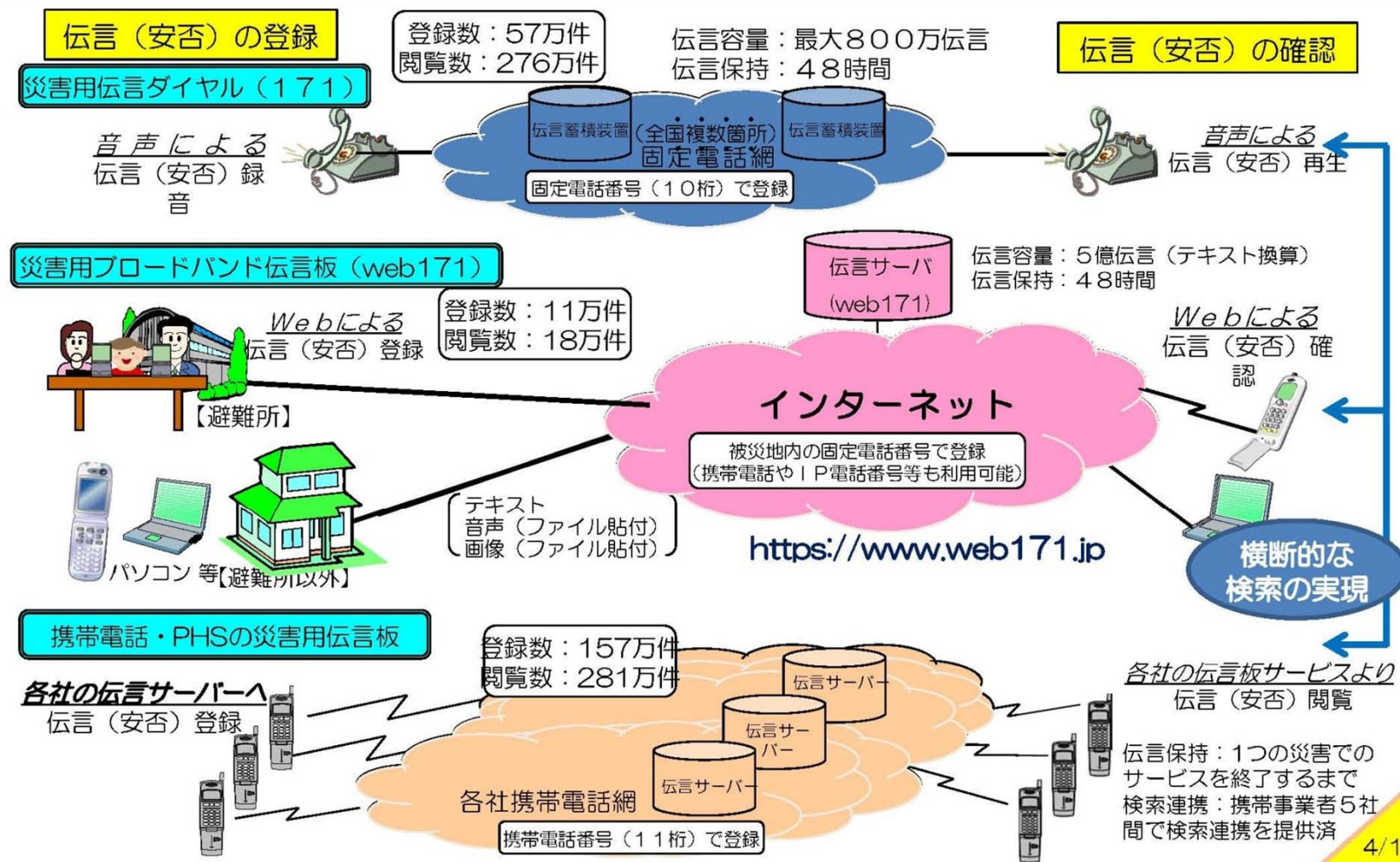
[出典1]内閣府「平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震に際しての帰宅実験に関するアンケート調査」

[出典2]サーベイリサーチセンター「東日本大震災に関する調査(帰宅困難)」

(出典:首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告 参考資料)

災害伝言サービスの高度化（横断的な検索）

■電話が輻輳する災害時における安否確認手段として、3種類の災害用伝言サービスが提供されています。現在、携帯電話による災害用伝言板とインターネット（Web）による災害用伝言板の横断検索を早期に実現するべく、電気通信事業者協会（TCA）において検討を進めています。



【参考7】新宿駅周辺地域における防災対策の取組み



(出典：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告 参考資料)

【参考8】帰宅困難者支援協定

帰宅困難者支援協定とは

《目的》

大規模災害及び突発的地震により、交通が途絶した場合に通勤・通学者、観光客や買い物客などが徒歩で帰宅、移動しなければならなくなった者の支援を行なう。

《店舗での支援事項》

※店舗営業が支障がないと判断された場合に限り、可能な範囲で支援します。

- ①トイレの提供。
- ②水道水の提供。
- ③情報の提供(ラジオ、地図等による道路等の情報)

《自治体が重視する協定先》

店舗がたくさんあり、長時間営業しているコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファーストフード店やファミリーレストラン等

《役割》

店 舗：支援ステーションステッカーの掲出(防災周知)

- ①住民、通勤・通学者、観光客などに取り組みを広く周知する。
- ②支援実施に要した費用負担

自治体：支援ステーションステッカーの制作、配布

- ①協定締結時に全店分
- ②年1回(2月)に翌年度の必要数(新店、劣化)

(社)日本フランチャイズチェーン協会加盟の協定締結チェーン数
CVS関係 11社 外食関係 6社
現在全国41自治体と締結。

《参考》

九都県市＝東京、千葉(千葉市)、埼玉(さいたま市)、神奈川(横浜市、川崎市、相模原市)



災害時帰宅支援ステーション

【参考9】帰宅困難者搬送シミュレーション結果

バスによる搬送シミュレーション結果(搬送終了に要する日数)

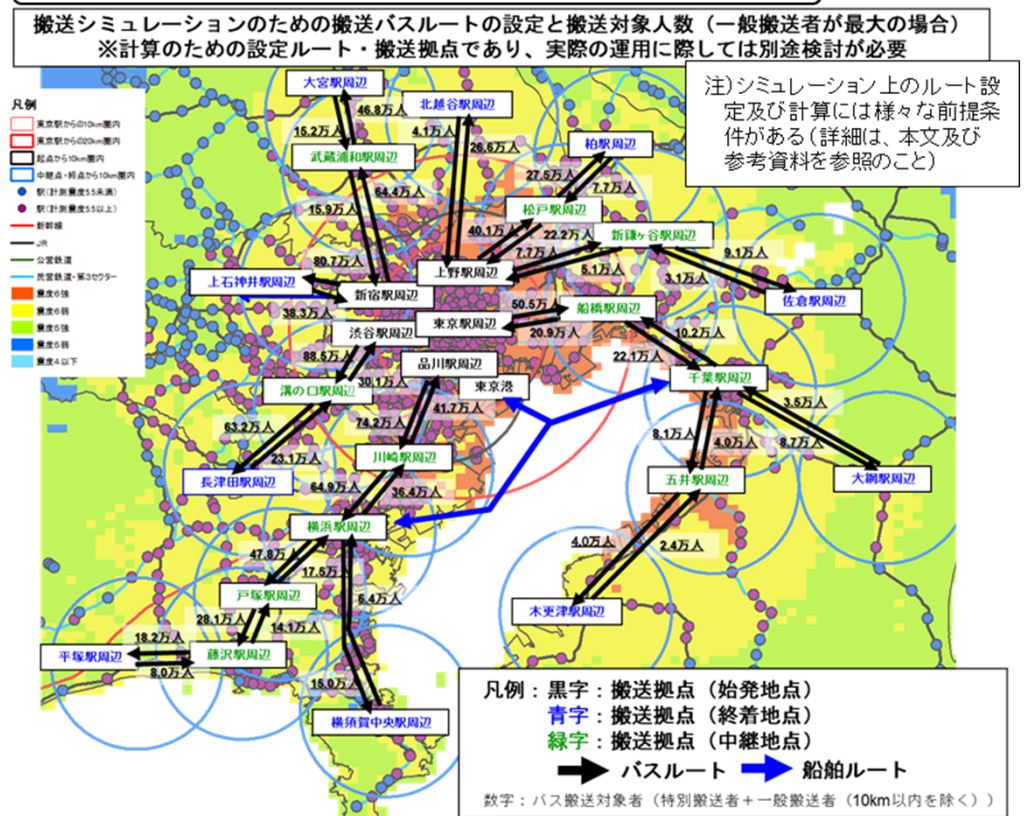
バスの輸送力の想定	バスの 運行速度	特別搬送者 のみ	一般搬送者を含む (自宅まで 10km以内を除く)
① 現実ケース(最も過酷なケース) (3,267台運用)	平均10km/時	1.7日	6.0日
	平均20km/時	1.0日	3.5日
	高速道路利用可	0.7日	4.4日
② 運転者確保ケース (6,533台運用)	平均10km/時	0.8日	3.0日
	平均20km/時	0.5日	1.8日
	高速道路利用可	0.3日	2.2日
③ 帰宅困難者搬送重点 ケース(最大ケース) (9,800台運用)	平均10km/時	0.7日	2.0日
	平均20km/時	0.4日	1.2日
	高速道路利用可	0.3日	1.5日
④ ①に加えて船舶(3隻) を利用するケース (3,267台運用)	平均10km/時		6.0日
	平均20km/時		3.5日
	高速道路利用可		4.4日

特別搬送者: 自宅までの距離に関わらず、自力での徒歩帰宅が困難であり、何らかの搬送手段の検討が必要となる帰宅困難者

現在地からバス搬送拠点等までの末端輸送は、タクシーの利用も考慮

一般搬送者: 自宅までの距離が一般的に徒歩帰宅可能な距離を超える帰宅困難者

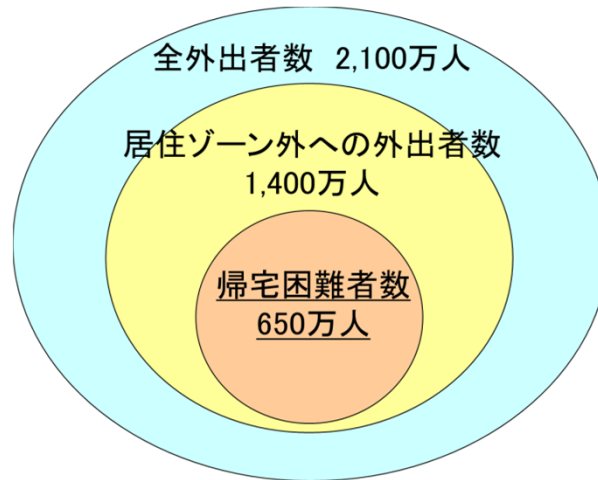
計算の前提とした搬送シミュレーション上のバスルート



(出典:首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告 参考資料)

帰宅困難者数の推計

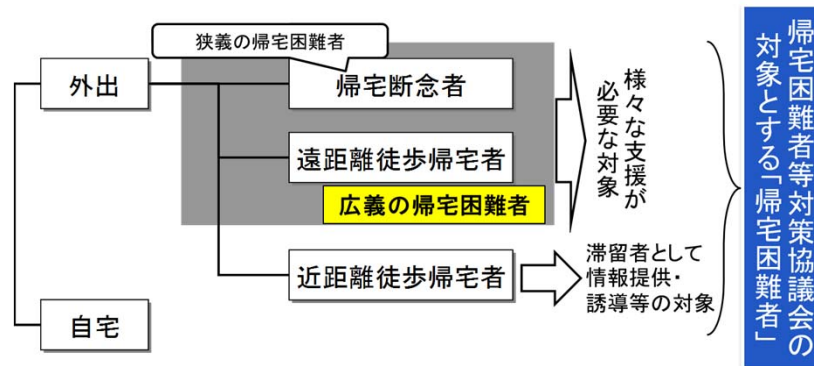
平日昼12時発災



【被害想定における帰宅困難者】

- ・各地区の滞留者のうち、帰宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人とする。
- ・帰宅までの距離が10km以内の人は全員「帰宅可能」とする。
- ・帰宅距離10km～20kmでは、被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km長くなるごとに10%増加
- ・帰宅距離20km以上の人は全員「帰宅困難」とする。

帰宅困難者の概念



帰宅困難者：帰宅断念者※1＋遠距離徒歩帰宅者※2

※1 帰宅断念者：自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人

※2 遠距離徒歩帰宅者：遠距離を徒歩で帰宅する人

近距離徒歩帰宅者：近距離を徒歩で帰宅する人

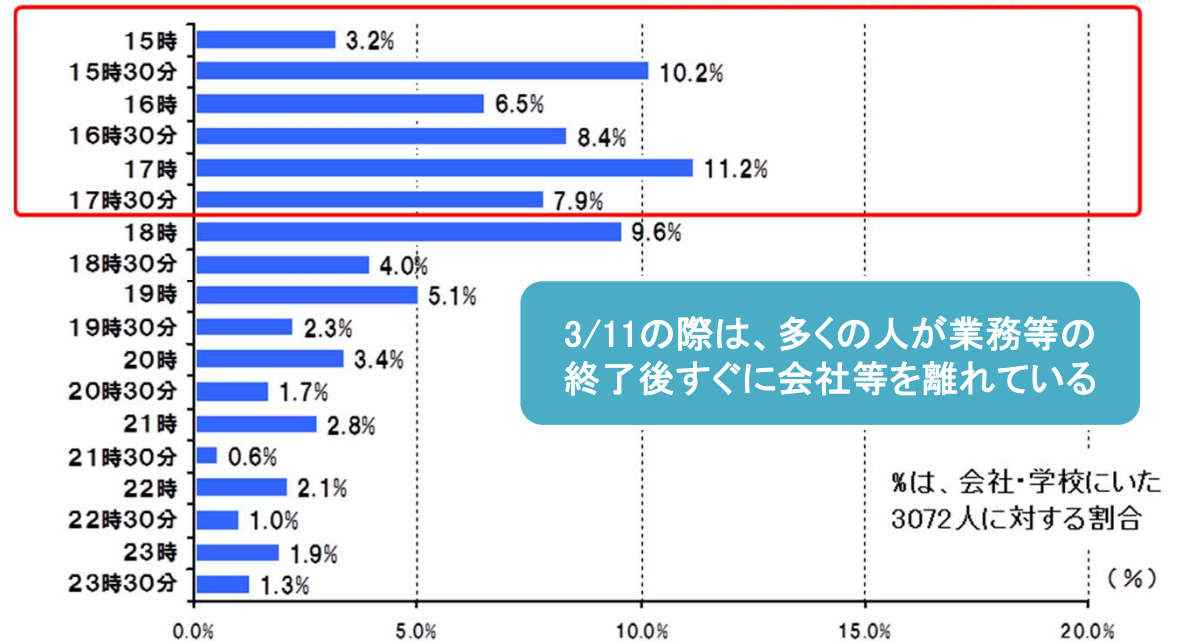
平成23年3月11日の帰宅困難者数の推計

地震発生時の居場所	3月11日の帰宅困難者数	外出者(自宅外)人口に帰宅困難者が占める割合
東京都	約352万人	約40%
神奈川県	約67万人	約20%
千葉県	約52万人	約24%
埼玉県	約33万人	約14%
茨城県南部	約10万人	約16%
合計	約515万人	約30%

会社・学校を離れた時間(3月11日23時30分までを記載)

※回答は30分単位の選択

17時台までに会社・学校を離れた人は47.4%



調査の概要

- 調査名
平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震に際しての帰宅実態に関するアンケート調査
- 対象
東京都(島しょ部除く)、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県南部に居住し、3月11日の地震発生時に自宅外にいた10代～60代の男女
- 調査期間等
平成23年10月18日(火)～27日(木)
- 有効回答数
5,372人(10月27日時点)